



平成30年2月28日
中部ブロック発注者協議会

発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する 平成29年度の自己評価結果！

～中部ブロック発注者協議会～

- ◆中部ブロック発注者協議会では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注関係事務の適切な実施に向け、各発注者が自らの立ち位置を知ることにより改善意識を喚起する目的で、平成21年度より自己評価の取組を実施しております。
今回、平成29年度に実施した自己評価の結果（平成28年度の実績と平成29年度の目標）についてお知らせ致します。
その他の指標に関する自己評価結果については、中部地方整備局のホームページの「中部ブロック発注者協議会」のページをご覧ください。
URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>

◆主な結果

●適正な予定価格の設定

- ☆全ての発注者が最新の積算基準を使用している。
- ☆約8割の発注者が最新単価に更新して使用している。

●適切な設計変更

- ☆適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備している発注者は約3割で、設計変更は96%以上の発注者が実施している。
- ☆発注者の約6割が工事件数の75%以上を変更しており、発注者の約3割が50～75%の工事を変更している。

●施工時期の平準化

- ☆年間の平均稼働工事件数・金額と工事量が落ち込む4～6月期の平均稼働工事件数・金額の比で表す平準化率（稼働件数・稼働金額）について、平成28年度の実績を集計いたしました。

1. 添付資料 別紙 発注関係事務の適切な実施に向けた取組
に関する平成29年度の自己評価結果
(平成28年度の実績と平成29年度の目標)
2. 問合せ先 中部ブロック発注者協議会事務局
国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課
TEL 052-953-8131
技術管理課長 加藤 豊
課長補佐 志賀 勝宏

～中部ブロック発注者協議会～

発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する平成29年度の自己評価結果

中部ブロック発注者協議会では、自らの立ち位置を知ることにより改善意識を喚起する目的で、平成21年度より自己評価の取組を実施しております。

平成29年度につきましては、「施工時期の平準化」「週休2日制工事の実施状況」を重点的取組とし、15項目の自己評価(平成28年度の実績と平成29年度の目標(見込み))を実施(平成29年11月)致しましたので、その結果を公表いたします。(※自己評価の実施はオブザーバーを除く191機関で実施)

中部ブロック発注者協議会 (43機関)

(平成20年度設置)

中部ブロック発注者協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。

国の機関 (17)

中部地方整備局、東海農政局、中部管区警察局、中部管区警察学校、東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局、東海北陸厚生局、岐阜労働局、静岡労働局、愛知労働局、三重労働局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、中部地方環境事務所

地方公共団体の機関 (14※)

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、岐阜県部会で決定する者、静岡県部会で決定する者、愛知県部会で決定する者、三重県部会で決定する者

※市町村で県部会との重複あり

特殊法人等の機関 (10)

中日本高速道路(株)、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、水資源機構、静岡県道路公社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、日本下水道事業団

オブザーバー (2)

名古屋法務局
名古屋高等裁判所

(平成26年度に各県部会を設置)

岐阜県部会
全市町村(42)

静岡県部会
全市町(35)

愛知県部会
全市町村(54)

三重県部会
全市町(29)

平成29年度 自己評価項目(15項目)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)		—	
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	適切な設計変更	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
発注者間の連携体制の構築		—		
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用		—	
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
(10)		受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)		
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価		—		
その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除	
	(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善	
	(13)	建設ICTの導入状況		
	(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等	
	(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備	

■ 全国の統一的指標

■ 中部ブロックの重点項目

平成29年度自己評価の主な結果について

◎全国の統一的な指標 (1) 適正な予定価格の設定

- ◆全ての発注者が最新の積算基準を使用している。
- ◆約7割の発注者が最新単価に更新して使用している。

◎全国の統一的な指標 (4) 適切な設計変更

- ◆適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備している発注者は約3割で、設計変更は96%の発注者が実施している。
- ◆発注者の約6割が工事件数の75%以上を変更しており、発注者の約3割が50～75%の工事件数を変更している。

◎全国の統一的な指標 (7) 施工時期の平準化

- ◆年間の平均稼働工事件数・金額と工事量が落ち込む4～6月期の平均稼働工事件数・金額の比で表す平準化率(稼働件数・稼働金額)について、平成28年度の実績を集計したところ中部ブロック発注者協議会全体の平準化率は以下のとおりでした。

平準化率(稼働件数) : 0.53

平準化率(稼働金額) : 0.67

平準化率(稼働件数) α : 4～6月期の平均稼働件数 / 年間の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 4～6月期の平均稼働金額 / 年間の平均稼働金額

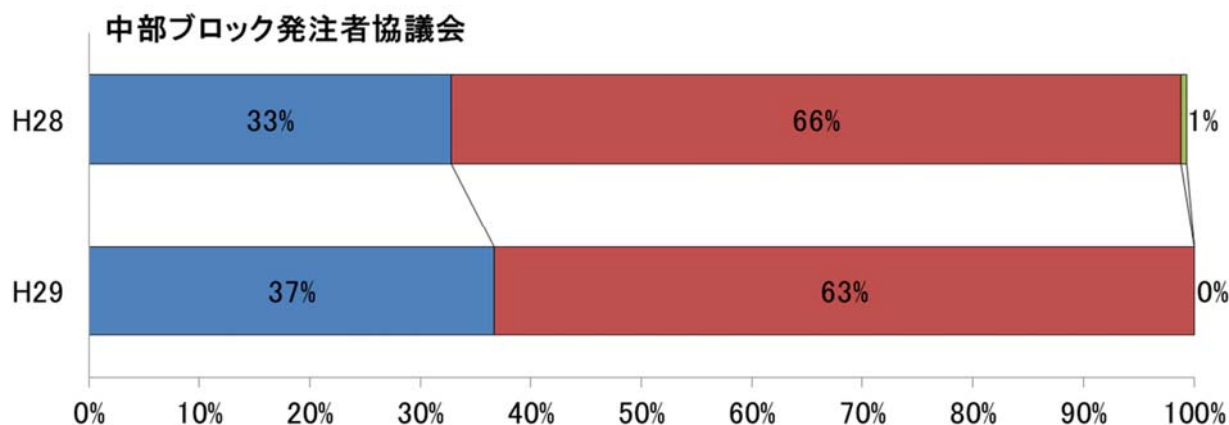
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を月毎に足し合わせたもの

◎全国の統一的な指標 (1) 適正な予定価格の設定

(1)-1 最新(1年以内(営繕は2年以内)に更新されている)の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 全ての機関で1年以内に更新されている積算基準を使用している。
- 積算基準の範囲外の場合は見積りを活用する等の対応要領まで整備しているのは中部全体で約4割程度。



■ a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用している。

■ b 最新の積算基準を適用しているが基準範囲外の場合の要領は整備していない。

■ c その他

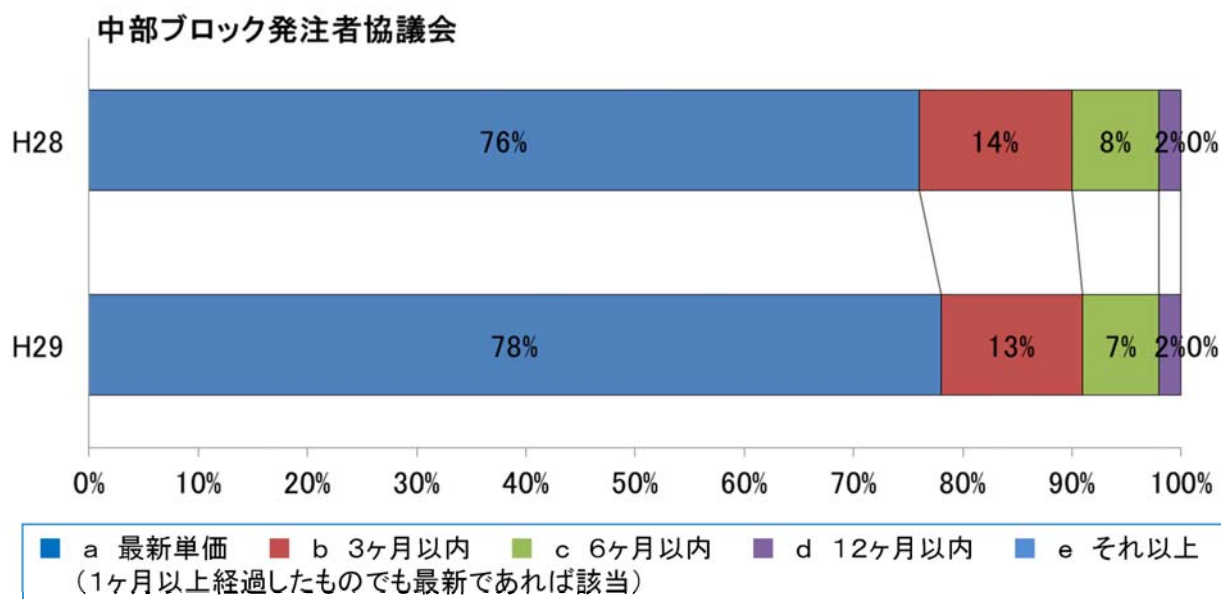
・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)
・H29は、各発注者が定める目標値

◎全国の統一的な指標 (1) 適正な予定価格の設定

(1)－2 単価の更新頻度(物価資料に掲載のあるものを対象とする。)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

○ 約8割の発注者が最新単価に更新して使用している。



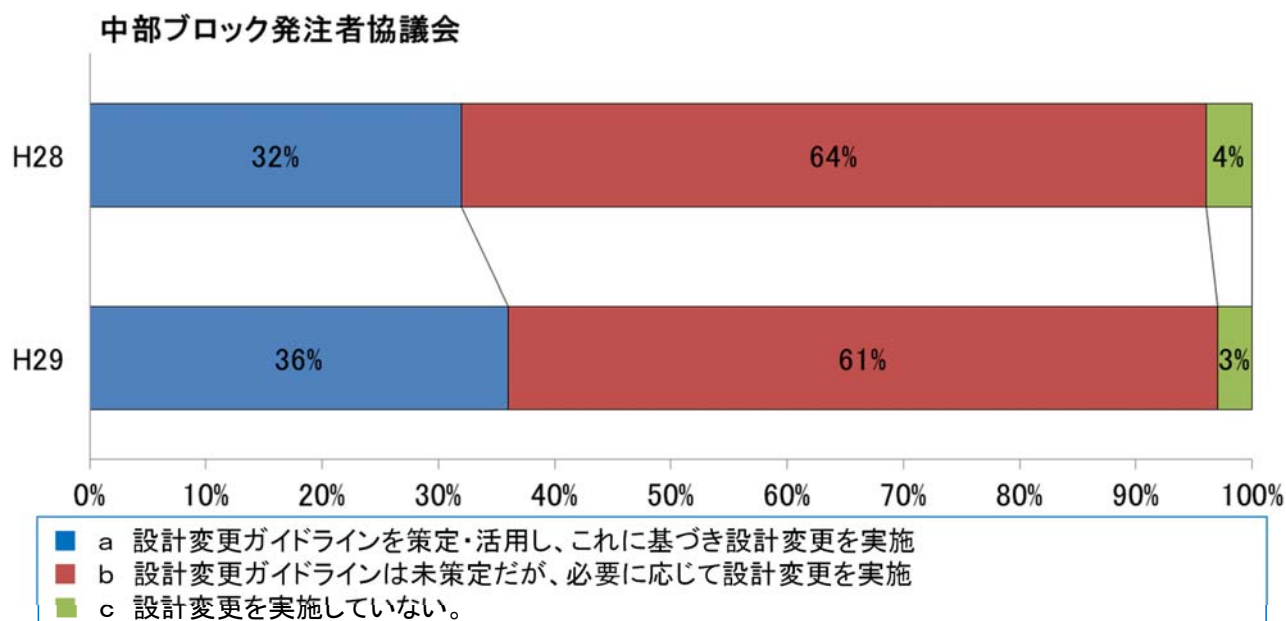
・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)
・H29は、各発注者が定める目標値

◎全国の統一的な指標 (4) 適切な設計変更

(4)－1 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組。

○ 適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備している発注者は約3割で、設計変更は96%の発注者が実施している。

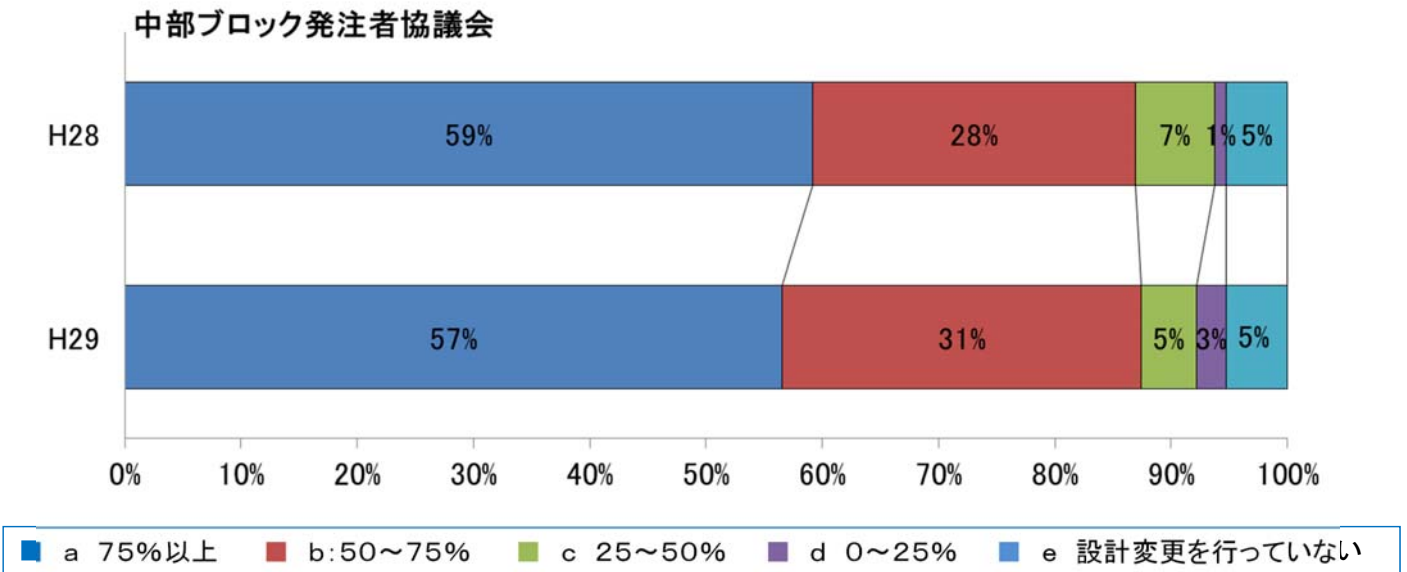


・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)
・H29は、各発注者が定める目標値

(4) - 2 設計変更の実施工事率

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組で当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率に着目

○ 発注者の約6割が工事件数の75%以上を変更しており、発注者の約3割が50~75%の工事件数を変更している。



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)
 ・H29は、各発注者が定める目標値

◇ 施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

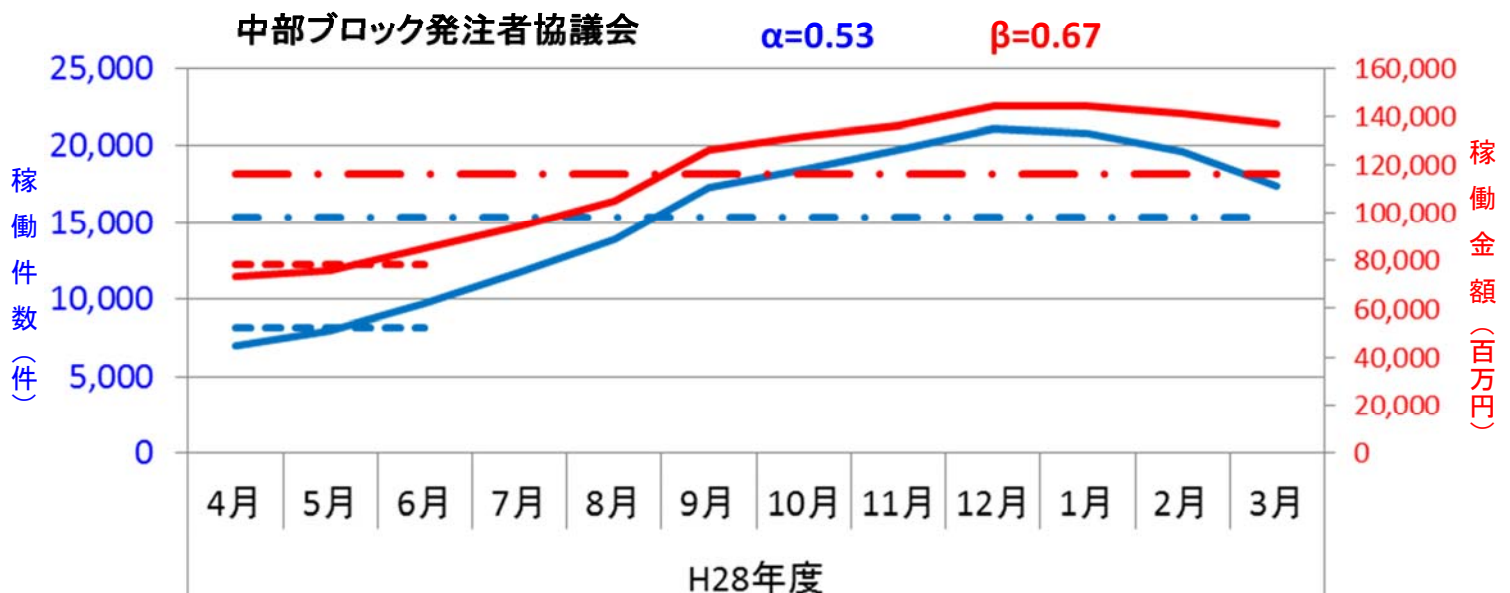
中部地方における公共事業工事のH28年度の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)